宮城県監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について,宮城県教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので,同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年7月29日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉 宮城県監査委員 中 沢 幸 男 宮城県監査委員 阿 部 徹 宮城県監査委員 日 向 則 子

記

- 1 監査委員の報告日
 平成15年3月26日
- 2 通知のあった日平成15年5月9日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
- (1)仙台第二高等学校
 - イ 監査委員の報告の内容

県が支払うべき需用費等の経費を,学校に存する団体の費用から支出しているものが認められたので,改善を図るべきである。

ロ 措置の内容

学校においては,学校に存する団体の業務との区分を明確化し,適正な予算の執行に努めることとした。